

**動物用医薬品対策事業費のうち動物用医薬品国際基準等対策費  
(継続)**

**I. ポイント**

動物用医薬品の承認審査に必要な各種添付資料については、日・米・欧の3極で統一化された試験法で実施されることにより各極で共通して使用することができる。そこで、動物用医薬品の承認基準の国際的ハーモナイゼーション (International Cooperation on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Veterinary Medical Products: VICH) が日・米・欧の3極の規制当局代表と製薬業界代表で構成される国際会議として発足した。VICHにおいて国際基準を作成するに際して、我が国は国内外の動物用医薬品の承認審査資料等に関する情報の収集、調査等を実施し、我が国に適した基準を作成することをもって国際競争力のある医薬品の国内開発の推進に資するものとする。

**II. 事業の内容**

- (1) 動物用医薬品承認基準国際化対応研究委員会等の開催  
国際基準の作成に係る国内外の情報収集及び分析
- (2) 環境影響評基準等の調査  
国際基準の作成に係る調査試験の実施
- (3) 国際会議の開催

(項) 総合食料対策費

(大事項) 食の安全・安心の確保対策に必要な経費

(目) 総合食料対策民間団体事業推進費補助金

・ 畜産安全対策事業費のうち

動物用医薬品対策事業費のうち

動物用医薬品国際基準等対策費

'18      '17

12 ( 12 ) 百万円

**III. 事業実施主体**                      民間団体

**IV. 補助率**                              定額

【消費・安全局 畜水産安全管理課】